

キャリアデザイン 1b

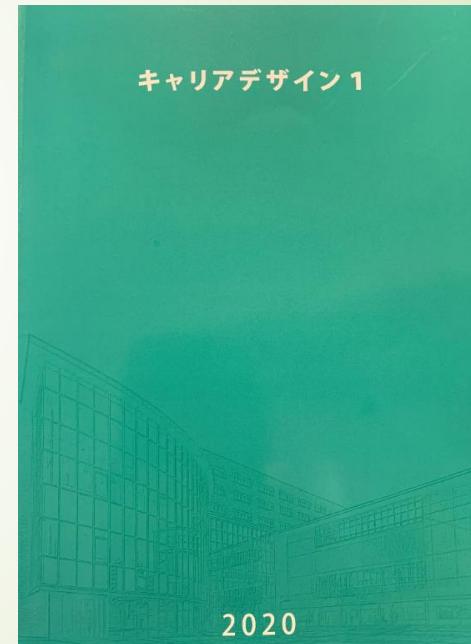
第4回 働き方を考える③

正社員で働く・非正社員で働く

本日の授業

▶正規・非正規雇用の違い

について考える



正規と非正規雇用の違いを考える

ワークをしてみよう♪



1

キャリアデザイン1 b 正規・非正規雇用を考える（ワーク）

①雇用形態

雇用形態	内容
正規雇用	期間の定めのないフルタイムの労働協約で働く労働者。
	フルタイムの正社員と比べて、その所定労働時間が短い正社員。期間の定めのない労働契約または、時間当たりの基本給および賞与・退職金などの算定方法が同じ事業所に雇用される人。
非正規雇用	労働者が人材派遣会社（派遣元）との間で労働契約を結んだうえで、派遣元労働者が労働派遣契約を結んでいる会社（派遣先）に労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働く。「労働者派遣法」がある。
	雇用期間があらかじめ定められている。1回あたりの契約期間の上限は一定の場合を除いて8年。
	1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている正社員と比べて短い労働者。昇給・退職手当・賞与・労働保険・社会保険の有無がある。（パート・アルバイト）「パートタイム労働法」がある。
	注文主から受けた仕事の完成に対して報酬は支払われるが、注文主の指揮命令を受けない「事業主」としてあつかわれ、基本的には「労働者」としての保護は受けられない。
	委託を受けて、物品の製造又は加工などを個人で行う人。「事業主」として扱われる。「家庭労働法」がある。
	委託を受けて、パソコンなどの情報通信機器を使用してHPの作成などを個人で行う人。「事業主」として扱われる。「在宅ワークの適性な実施のためのガイドライン」などがある。

(出典：厚生労働省 HP 2023.9.30)

2

②正規雇用と非正規雇用の違いを考える

	正規雇用	非正規雇用
働き方 (雇用期間・勤務時間)		
福利厚生		
給料		
教育訓練		
昇進		

雇用形態 労働条件・福利厚生	正規雇用		非正規雇用			
	正社員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員	嘱託社員
①雇用期間の定め						
②労災保険						
③雇用保険						
④健康保険						
⑤厚生年金保険						
⑥健診診断						
⑦賞与						
⑧昇給						
⑨退職金						
⑩昇進						
⑪教育訓練						
⑫育休休暇						
⑬育児・介護休業						

*2020年4月に改正労働者派遣法が施行され、派遣社員も退職金の支給対象となる

*退職金を受け取るには、企業に退職金制度が設けられていることが条件。退職金制度を規定していないければ、アルバイトに限らず正社員にも退職金は支給されない。

*退職金には、「退職一時金」と「企業年金」の2種類が存在する

③保険について

	保険の種類	内容
1	労働保険	労働者の業務が原因の怪我、病気、死亡（業務災害）、また通勤の途中の事故などの場合（通勤災害）に、国が会社に代わって給付を行う公的な制度。 保険料は全額会社が負担。 労働災害に対する給付は、パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象。
		労働者が失業した場合に、生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行なう保険制度です。勤め先の事業所規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が2.0時間以上で②3日以上の雇用見込がある人は適用対象。 保険料は労働者と事業主の双方が負担。
3	医療保険	社会保険の提供事業所に勤めている人が対象。保険者は、健康保険組合。 保険料は、事業主と労働者が折半
		個人事業主とその従業員・未就業者が対象で、保険者は市町村あるいは国民健康保険組合。
5	年金	基礎年金とも呼ばれ、20歳以上60歳未満の国民全員が必ず加入する年金。 国民年金の保険料は定額。「学生納付特例」で免除または選択される制度がある。 保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となる。
		国民年金に上乗せさせて給付される年金。主に企業に勤めている人が対象。 労働者が高齢となって働きなくなったり、何らかの病気や怪我によって身体に障害が残ってしまったたり、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度。保険料は、事業主と労働者が折半。

3

1

雇用形態

*以下のキーワードで空欄を埋めましょう

キーワード		
正社員	派遣労働者	パート
短時間正社員	契約社員	業務委託
家内労働者	在宅ワーカー	

非正規雇用に共通する課題

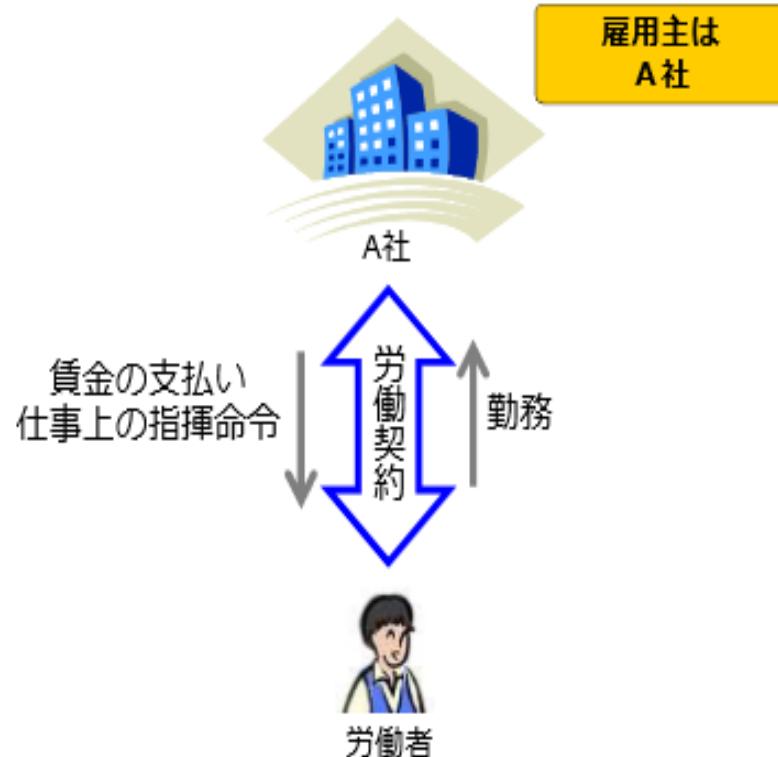
1. 雇用が不安定
2. 経済的自立が困難
3. 職業キャリアの形成が不十分
4. セーフティーネットが不十分
5. ワークルールの設定が不十分（労働者の声が届きにくい）

*若者中心に、非正規状態が長期化
*正規雇用にも長時間労働の問題

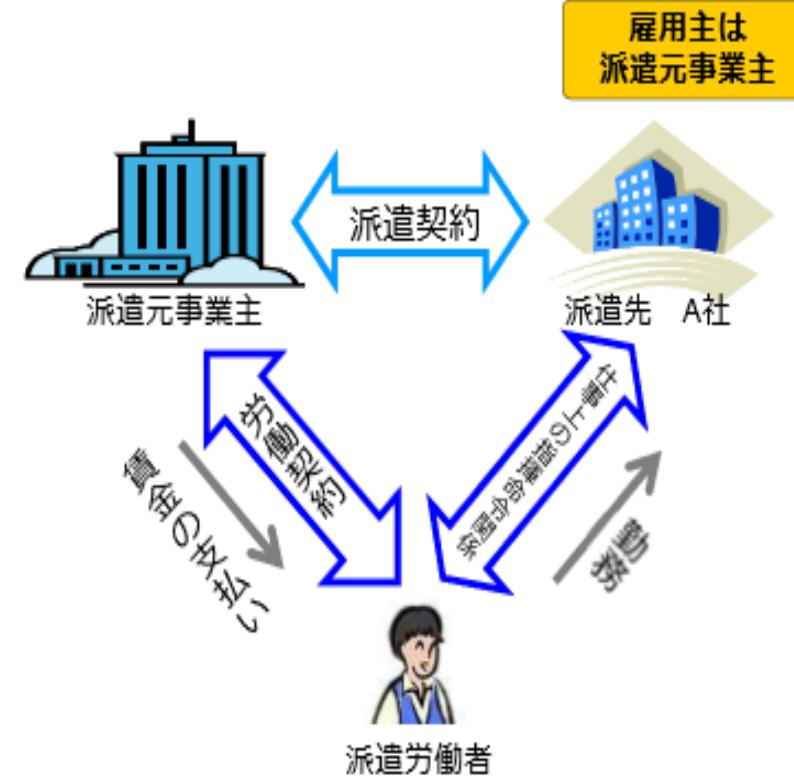
出典:H19厚生労働省告示第275号

雇用主はだれ？

正社員・契約社員・アルバイトの場合
(直接雇用の場合)



派遣の場合



派遣社員のメリットデメリット メリット

1. スキルや経験を生かした業務に就ける
2. 働きたい時間や時間帯で仕事を探せる
3. パートやアルバイトよりも給与水準が高い
4. 組織や人間関係などに縛られにくい

デメリット

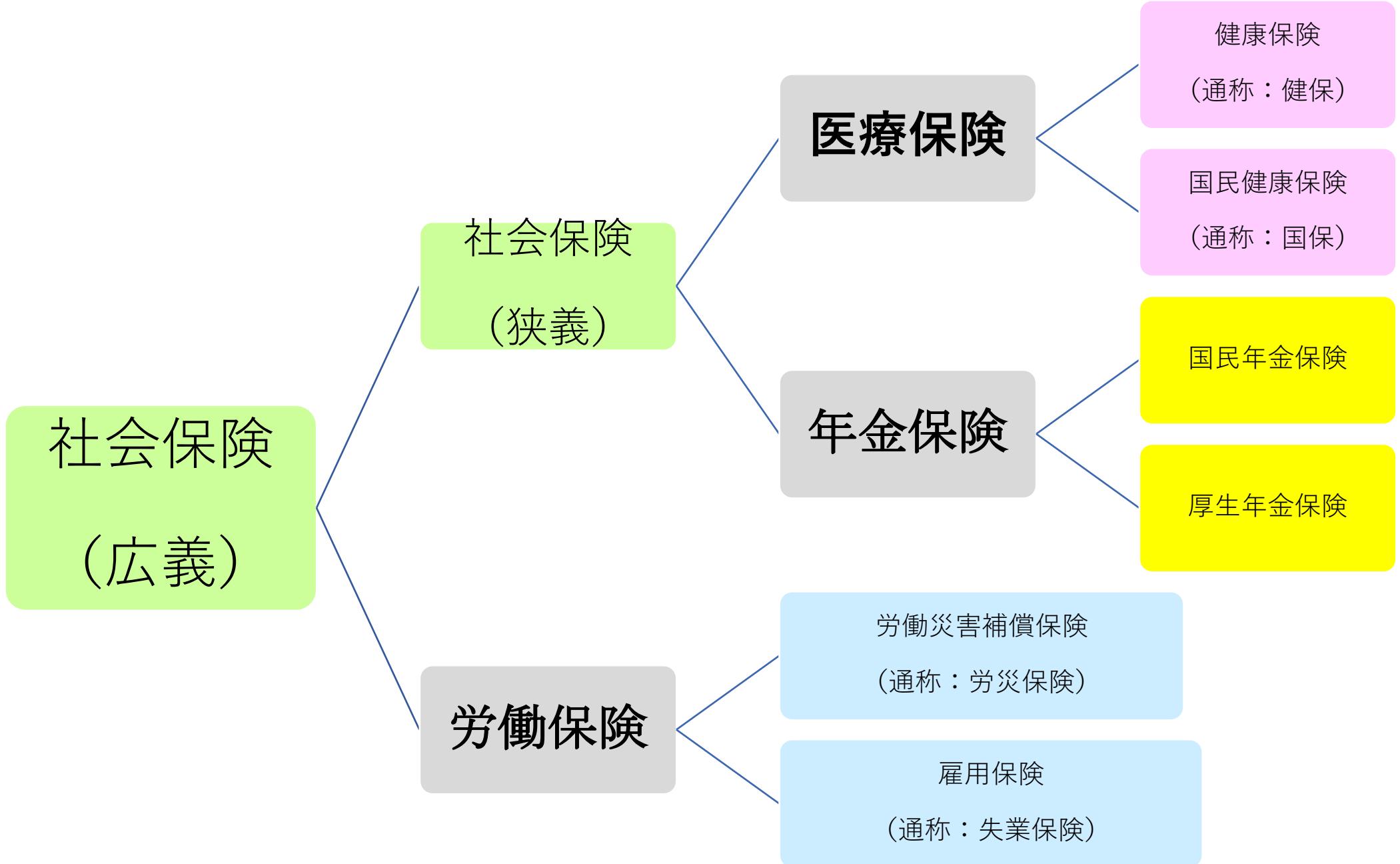
1. 希望に合う求人があるとは限らない
2. 長期安定、継続した雇用は約束されない
3. 雇用主と職場の指揮者が異なるため、トラブル解決に時間がかかるケースがおおい
4. 仕事の評価が賞与などで反映されにくい

フリーター (15~34歳) 男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者

- ・パート・アルバイトで就業中
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」
- ・家事も通学もしていない者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」

NEET (15~34歳) 未婚者

- ・仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者のうち、通学も、家事もしていないもの



働き方改革の推進により環境は刻々と変化

同一労働

同一賃金

賃金等の待遇は、**労使によって決定されることが基本**である。しかしながら同時に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の**不合理な待遇差の是正を進めなければならない。**

H.29 労働政策審議会（建議）より

第4回 本日の キーワード

- ▶ 正規・正規雇用の違い
- ▶ 労災保険